随意契約理由書

１　案件名称

令和７年度広報紙（全市情報部分）企画編集業務委託

２　契約の相手方

株式会社トライアウト

３　随意契約理由

　　市民に統一的に広報を行う必要がある全市情報については、各区が発行する区の広報紙における「全市情報部分」として作成し、掲載している。その全市情報ページの企画編集等において、事業・施策などの情報を、わかりやすく効果的に市民に届けることで、市民が市政を身近に感じ、市政に対する理解を深めるとともに、施策を一層活用していただくことを目的とする。

本業務では、「情報・趣旨の理解力」や「伝わるための表現力」といった高度で専門的な技術力が求められるほか、「実施体制」や「実績」等を考慮した選定を行う必要がある。これらの能力が乏しい場合、校正回数が増えることで業務が遅延し、紙面が期限に間に合わないことや、市民への誤った情報発信に繋がるなど、広報業務に与える影響は大きいことから、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内で最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等から意見を聴取する令和７年２月21日実施の選定会議において意見を聴取した結果、株式会社トライアウトの評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社トライアウトと地方自治法施行令第167 条の２第１項第２号により随意契約を締結する。

４ 根拠法令

地方自治法施行令第167 条の２第１項第２号

５　担当部署

政策企画室市民情報部広報担当（電話番号　06-6208-7251）

随意契約理由書

１　案件名称

　令和７年度　市政広報用映像コンテンツ作成等業務委託

２　契約の相手方

　　株式会社キャップエンターテインメント

３　随意契約理由

　　スマートフォン等の普及やデジタル化がすすみ、市民にとって動画の視聴は一般的になっており、本市の情報発信においても、分かりやすく印象に残る一定の質をもった動画の作成が求められている。

本件の事業内容のうち、特に映像作成及びアドバイス業務にあたっては、本市広報の目的や、提供する情報等を正しく理解する「情報・趣旨の理解力」、市民により分かりやすく伝わるよう情報を構成し、表現できる「伝わるための企画・構成・表現力」が必要である。さらに、多岐にわたるアドバイスを「何をどう伝えるか」という統一的な認識のもと、一貫して実施できる「事業実施体制」が求められる。

仕様内容に基づいた価格競争による業者選定では、これらの高度で専門的な技術力を推し量ることができず、また体制面を十分に把握することは難しい。求められる技術力や事業実施体制が不十分である場合には、作業の遅れが生じ、市民に伝わりやすい動画の作成やアドバイスが行えないなど、広報業務に与える影響は大きい。

従って、民間事業者のノウハウを活かした柔軟な発想と企画提案力といった高度かつ専門的な技術力や知識と、確実な履行体制を確認することが重要であることから、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内で最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等から意見を聴取する令和７年３月６日実施の選定会議において意見を聴取した結果、株式会社キャップエンターテインメントの評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社キャップエンターテインメントと地方自治法施行令第167条の２第１項第２号により随意契約を締結する。

４ 根拠法令

地方自治法施行令第167条の２第１項第２号

５　担当部署

政策企画室市民情報部広報担当（電話番号:06-6208-7251）

随意契約理由書

１　案件名称

令和７年度重点施策にかかる戦略的な情報発信事業業務委託

２　契約の相手方

　　阪急阪神マーケティングソリューションズ株式会社

３　随意契約理由

戦略的な情報発信の他、その実施効果の測定及び検証・分析を行うには、民間事業者のノウハウを活かした柔軟な発想と企画提案力といった高度かつ専門的な技術力や知識と、確実な履行能力が求められることから、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内で最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等から意見を聴取する令和７年３月12日実施の選定会議において意見を聴取した結果、阪急阪神マーケティングソリューションズ株式会社は評価点が高く、契約相手方として適切であるとのことであったため、その意見を踏まえ、阪急阪神マーケティングソリューションズ株式会社と地方自治法施行令167条の２第１項第２号に基づき契約を締結する。

４ 根拠法令

地方自治法施行令第167条の２第１項第２号

５　担当部署

政策企画室市民情報部広報担当（電話番号:06-6208-7251）

随意契約理由書

１　案件名称

令和７年度広報研修事業業務委託

２　契約の相手方

　　株式会社CALICO DESIGN

３　随意契約理由

本件広報研修事業業務委託については、マニュアル「伝える広報から伝わる広報へ」の考え方をワークショップ形式の研修を行うことで受講者が実際に考え、取り組むことで考え方の習得をめざしているが、これらの習得プロセスは一定の手法が確立されていないため、事業者もしくは講師の有する経験やノウハウが求められる。

価格競争による業者選定では、「伝わる広報」に関する考え方や市広報業務の課題を正しく理解し、受講者が業務に活かせる効果的な研修を企画設計し実施できる技術力を有しているかを推し量ることができず、また事業者の体制面を十分に把握することは難しい。

従って、本事業の性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内で最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する令和７年３月13日実施の選定会議において意見を聴取した結果、株式会社CALICO DESIGNは評価点が高く、契約相手方として適切であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社CALICO DESIGNと地方自治法施行令第167条の２第１項第２号により随意契約を締結した。

４　根拠法令

　　地方自治法施行令第167条の２第1項第２号

５　担当部署

政策企画室市民情報部広報担当（電話番号:06-6208-7251）

随意契約理由書

１　案件名称

令和７年度　大阪市の政策課題の解決に向けた基礎調査業務

２　契約の相手方

株式会社総合計画機構

３　随意契約理由

本業務は、国や地方に関わらず、人口減少、少子・高齢化等の進展が見込まれる中で、行政全般、こども・教育、健康・医療、経済・産業、まちづくり等、政策判断の基礎となる各種統計データや、政策事例、民間動向等の情報を常時的確に収集・整理し、客観的かつ多角的な視点から調査・分析を行うことで、今後の政策立案等の検討を行うものである。

　　本業務を行うに当たっては、まず、本市を俯瞰的な視点で見ながら、政策を検証していくための関連データを収集し、課題を検証するための分析を行う必要がある。また、将来推計人口や人口動態を客観的かつ的確に把握するための調査・分析やとりまとめ等においては、専門性の高い知識や分析及び情報収集等にかかるノウハウが必要であり、契約相手方の持てる能力や経験により、得られる成果が大きく左右される。

　　そのため、人口問題や各種統計分析等に関する知識や、施策ごとに関係指標等を収集・整理する能力、また、課題を設定しそれをまとめる能力等、民間事業者の専門的な知識とノウハウを活用することとしているため、予定価格の範囲内で最大の効果を得ることができる公募型プロポーザル（企画提案方式）を実施し、事業者を選定することとした。（令和６年11月11日契約事務審査会承認済）

令和７年２月７日に学識経験者等による委託事業者選定会議を開催し、意見を聴取した結果、株式会社 総合計画機構が契約の相手方として適格であると評価されたため、同社と地方自治法施行令第167条の２第１項第２号により特名随意契約を締結する。

４ 根拠法令

地方自治法施行令第167条の２第１項第２号

５　担当部署

政策企画室企画部政策調査担当　（電話番号:06-6208-9723）